

○箕面市介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則

平成二十一年十月三十日

規則第八十三号

改正 令和三年三月二九日規則第一一号

(趣旨)

第一条 この規則は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)及び介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下本則において「施行規則」という。)に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務管理体制の届出)

第二条 介護保険法第百十五条の三十二第二項の規定による届出は、施行規則第百四十条の四十第一項各号に掲げる事項について、介護保険法第百十五条の三十二第二項(整備)又は第四項(区分の変更)の規定による業務管理体制に係る届出書(様式第一号。第四条において「業務管理体制届出書」という。)により行うものとする。

(届出事項の変更の届出)

第三条 介護保険法第百十五条の三十二第三項の規定による届出事項の変更の届出は、施行規則第百四十条の四十第二項に基づき、介護保険法第百十五条の三十二第三項の規定による業務管理体制に係る届出書(届出事項の変更)(様式第二号)により行うものとする。

(区分の変更の届出)

第四条 介護保険法第百十五条の三十二第四項の規定による区分の変更の届出は、施行規則第百四十条の四十第三項に基づき、業務管理体制届出書により行うものとする。

(関係機関への情報提供)

第五条 市長は、第二条から前条までの規定による届出に関し、国、都道府県及び市区町村に対して、情報を提供することができる。

(委任)

第六条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和三年規則第一一号)

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の様式第一号及び様式第二号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。





様式第1号（第2条、第4条関係）

様式第2号（第3条関係）